

各種補助金請求等について

当組合では、以下の疾病予防に対し各種補助を行っており、任意継続被保険者も請求することができます。

ただし、各種補助金の請求は年度1回のため、任意継続被保険者となった年度に補助金の交付を既に受けている場合は、同年度内に同じ項目を実施しても、補助金請求はできかねますのでご注意ください（翌年度に実施した分からは、請求することができます）。

※ 4月1日から翌年3月31日までを1年度として取り扱います。補助金請求は、年度内に実施したものを速やかに請求するものとし、3月31日組合必着分までを補助対象とします。

◆ 短期人間ドック補助金（年度1回）

対象者	実施年度中に40歳以上になる被保険者及び被扶養配偶者。（特定健診データの提供をしていただきます） ※その年度中に40歳になる方は、実施日に39歳でも支給対象です
補助対象	半日・日帰り・1日ドック（オプション検査等）や脳ドック、一般の健康診断
補助金額	上限40,000円（注1）

◆ 結核予防補助金（年度1回）

対象者	被保険者
補助対象	ツベルクリン反応検査・QFT検査・T-SPOT検査・BCG接種
補助金額	①ツベルクリン反応検査 …500円（2回目までそれぞれ500円） ②QFT検査・T-SPOT検査 …500円（年度に1回のみ） ※同年度内に申請できるのは、①または②のどちらか一方です BCG接種…1,500円

（注1） 自己負担額が上限未満の場合は、実際に要した費用が補助金額となります。

（注2） 市区町村等から一部費用を助成された場合において、自己負担額（助成された額を差し引いた額）が補助金額未満のときは、その額が補助金額となります。

● 各種補助金の申請書及び提出書類の詳細は、当組合のホームページからご確認いただけます。

◆ 特定健康診査及び特定保健指導

40歳以上の被保険者及び被扶養者は「特定健康診査受診券」により、無料で「特定健康診査」を受けることができます。「受診券」の交付が必要な場合は、当組合へ申請が必要となります。

なお、特定健診の結果によりメタボリックシンドロームの発症リスクが高い方は、「特定保健指導」が無料で受けられる「特定保健指導利用券」を送付いたしますので、受診をお願いいたします。

◆ インフルエンザ予防接種補助金（年度1回）

対象者	被保険者
補助対象	インフルエンザ予防接種
補助金額	上限2,000円（注2）

◆ 麻疹・風疹予防補助金（年度1回）

対象者	被保険者
補助対象	麻疹抗体検査及びワクチン接種
補助金額	・麻疹抗体検査…790円（定額） ※風疹の抗体検査費用の補助はなし ・ワクチン接種…上限1,200円 ※麻疹・風疹の1種ワクチンを同年度に両方接種した場合は、どちらか一方に対して、年度1回に限り補助。 混合ワクチンを接種した場合は、上限1,200円の補助（注2）

◆ 禁煙治療補助金（年度1回）

対象者	被保険者
補助対象	医療機関での禁煙治療費用及び薬局等で禁煙補助剤を購入した場合の費用 ※治療終了前に資格を喪失された場合や、治療を途中でやめた場合は、補助の対象とはなりません
補助金額	上限15,000円（注1）

ホームページは

こちら →



◆ 歯科口腔健康診査及び歯科保健指導

18歳以上の被保険者及び被扶養者は、歯科口腔健康診査及び歯科保健指導を受けることができます。

詳しくは当組合ホームページ「重症化予防対策事業」の「歯科口腔健康診査及び歯科保健指導」をご確認いただき、当組合へ「歯科口腔健康診査受診券」の交付申請をしてください。